

1 事業の概要

現在、大分市が所有している福宗環境センター清掃工場・リサイクルプラザ及び佐野清掃センター清掃工場では、臼杵市、竹田市、由布市、津久見市から排出される一般廃棄物の広域処理を行っていますが、老朽化が進行していることから、新たな一般廃棄物処理施設（以下、「新環境センター」という。）を計画的に整備する必要が生じてきました。

また、大分都市広域圏の構成市である豊後大野市の所有するごみ処理施設についても更新時期が迫ってきており、新環境センターでの広域処理に参加の意向が示されたことから、6市から排出される一般廃棄物の処理を行う施設の整備を大分市が主体となって行っています。

◆ 大分市のごみ処理施設

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 福宗環境センター         |                      |
| 清掃工場             | H9.4供用開始<br>(25年経過)  |
| リサイクルプラザ         | H19.4供用開始<br>(15年経過) |
| 佐野清掃センター<br>清掃工場 | H15.4供用開始<br>(21年経過) |

◆ 他市のごみ処理施設

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 臼杵市清掃センター<br>不燃粗大ごみ処理施設 | H16.8供用開始<br>(19年経過) |
| 豊後大野市<br>清掃工場           | H10.3供用開始<br>(24年経過) |
| 津久見市ドリーム<br>フューエルセンター   | H8.12供用開始<br>(25年経過) |

※ 津久見市の可燃ごみは令和3年度から大分市で受入開始

2 建設予定地



3 整備する施設、事業手法及び事業期間

- ① 整備する施設の種類の等・・・エネルギー回収型廃棄物処理施設【690t/日（230t/日×3炉）】  
マテリアルリサイクル（再資源化）推進施設【59.4t/日】  
管理棟、環境啓発施設、余熱利用施設等
- ② 事業手法・・・・・・・・・・PFI-BTO方式
- ③ 事業期間・・・・・・・・・・事業契約締結日から令和29年3月31日まで【約24年間】

- 事業期間内訳（予定）
  - 設計・建設期間・・・・事業契約締結日から令和9年9月30日
  - 運営・維持管理期間・・令和9年10月1日から令和29年3月31日

4 受託候補者選定の概要

1) 受託候補者の選定

新環境センターの事業者の決定にあたっては、価格のみならず、民間事業者の有する技術力も含めた総合的な評価が求められることから、「総合評価一般競争入札」にて実施する予定であり、学識経験者等で構成される「新環境センター整備事業受託候補者選定委員会」を令和4年2月18日に設置しました。

2) 選定スケジュール（案）

| 時期         | 手続関係     | 内容                         |
|------------|----------|----------------------------|
| 令和4年 2月18日 | 第1回選定委員会 | ・事業概要<br>・実施方針（案）、要求水準書（案） |
| 同 年 4月19日  | 第2回選定委員会 | ・入札説明書<br>・落札者決定基準等        |
| 同 年 7月1日   | 入札公告     | ・第2回定例会にて債務負担行為（予算案）を議決    |
| 同 年 12月9日  | 提案書締切    |                            |
| 令和5年 2月頃   |          | ・ヒアリング、採点<br>・落札候補者の決定     |
| 同 年 3月中    | 基本協定書の締結 |                            |
| 同 年 4月頃    | 仮契約の締結   |                            |
| 同 年 6月     | 契約議案の提出  | ・第2回定例会提出、議決後本契約           |

5 要求水準書の概要

要求水準書は、事業の仕様書にあたるもので、新環境センター整備事業においては、可能な限り設備の型式や材質、寸法及び数量等は定めず、民間事業者の提案に委ねる方針です。一方、ごみ量や公害防止基準、安全対策等、市として定めるべき、又は、求めるべき事項については、明確に要求事項として盛り込んでいます。

ア) 地元貢献に関する事項

構成市内の民間企業（地元企業）の活用を図るため、設計・建設及び運営・維持管理にわたって、地元企業の活用を求めてまいります。

イ) 市民の直接搬入車両の受入に関する事項

既存施設において、祝祭日や年末年始などにおいて、渋滞が発生していることから、場内の渋滞緩和や事故の防止並びに市民サービス向上を目的として、「市民搬入用ストックヤード棟」を整備します。

ウ) 環境に関する事項

環境に興味を持っていただくきっかけとなる環境学習拠点の整備やごみ焼却の際に発生するエネルギーの有効活用の観点から、付帯施設として環境啓発施設及び余熱利用施設を整備します。

|        |   |
|--------|---|
| 環境啓発施設 | 近隣小学校や広域市の意見を踏まえ、「ごみ減量促進」、「地球環境や自然環境の保全」、「再生可能エネルギー」に係る啓発空間等を整備する方針 |
| 余熱利用施設 | 地元要望を踏まえ、温浴施設、ウォーキングプール、大広間、多目的室等を整備する方針                            |

加えて、国の2050年カーボンニュートラルの実現や地球温暖化対策計画の推進に寄与するための施設として民間事業者の提案を求めてまいります。